

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本理念

- 地球環境

- 【目指す姿】

- 市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。

- 生活環境

- 【目指す姿】

- 市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。

本市は、2021（令和3）年3月に策定した「橿原市第四次総合計画」において、目指す将来ビジョンを「はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら」と定め、そのもとで地球環境において目指す姿「市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。」また生活環境において目指す姿「市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。」の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

本計画においても、上位計画が指し示す方向性を維持しつつも、更なる効果の拡大を目指して従来施策の見直しや強化、新規施策の導入などを図り、市民・事業者・市の協働のもとで持続可能な環境をつくるまちの実現を目指すこととします。

3.2 基本方針

基本方針 1

排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進

循環型社会の形成に向けて、国が2024（令和6）年8月に策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済の構築を目指して、排出抑制や再使用の取組が随所に挙げられています。

このような状況から、日常生活や事業活動など社会経済のあらゆる場面で、排出抑制・再使用の取組を優先的に組み込みながら、4Rを推進していくこととします。

基本方針 2

有用資源の回収強化及び循環利用の促進

4Rの1つであるリサイクルは、廃棄物を可能な限り資源として再生利用し、天然資源の消費を減らすことが目的です。

市民は、廃棄物を適切に分別して資源を有効利用しやすい形で排出し、事業者は、自己処理責任に則った資源の利活用を推進することとします。また、市は、資源を効率的にリサイクルできるよう、市民や事業者へ情報提供を行うなどの配慮を行います。

市における資源化率を更に向上させるために、市民・事業者・市のこれらの取り組みを一層強化し、リサイクルの推進を行います。

基本方針 3

効率的で適正な処理システムの構築

市町村は、その区域内における一般廃棄物について、適正な処理に必要な措置を講ずるように努め、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされており、4Rを推進した上で、それでも排出されてしまうごみについては、市が責任を持って適正処理を行います。

また、廃棄物処理は、市民や事業者にとって非常に身近なものであり、地域等による排出特性や高齢者・障がい者世帯などにも考慮したきめ細かい施策を展開するとともに、これまで以上に市民・事業者の安全・安心を確保し、適切で効率的な収集・運搬・処理を行います。

3.3 数値目標

3.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の4項目の数値目標を設定します。

これら4項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図3-1に示します。

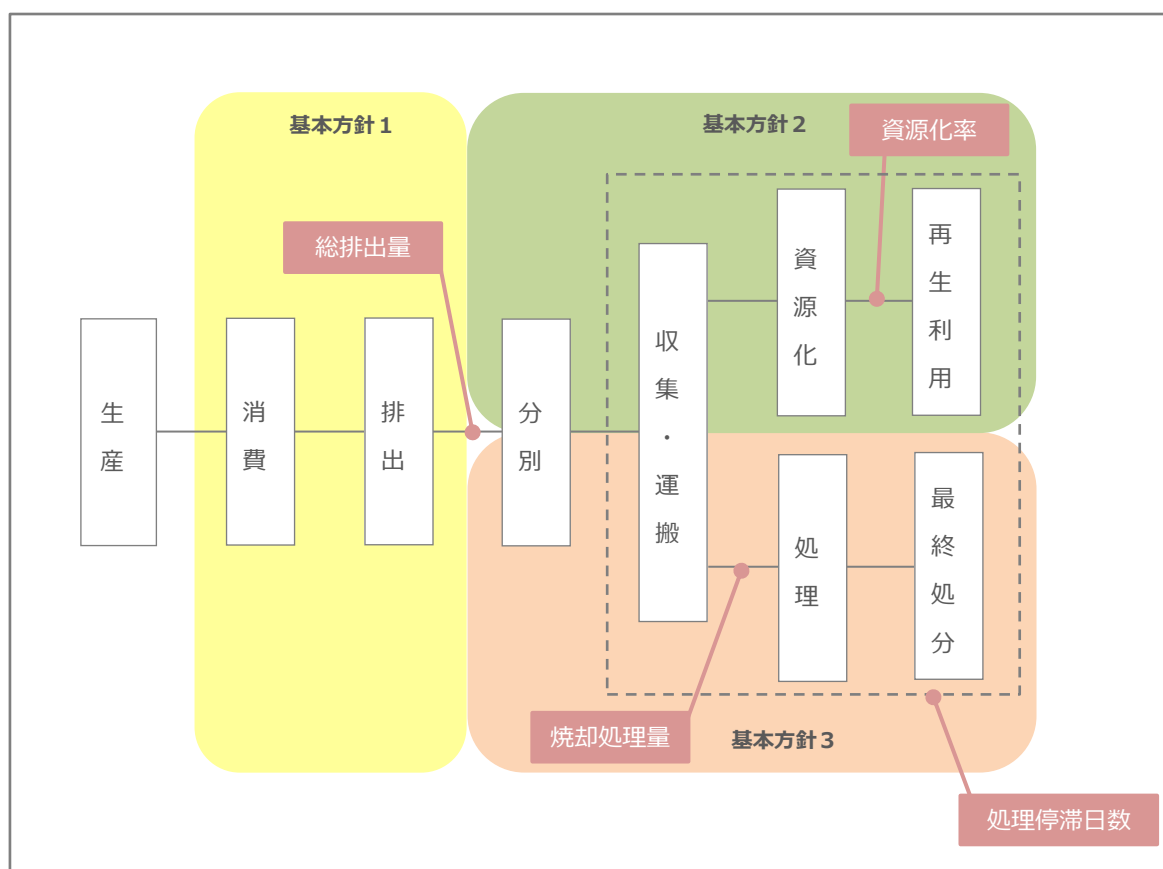
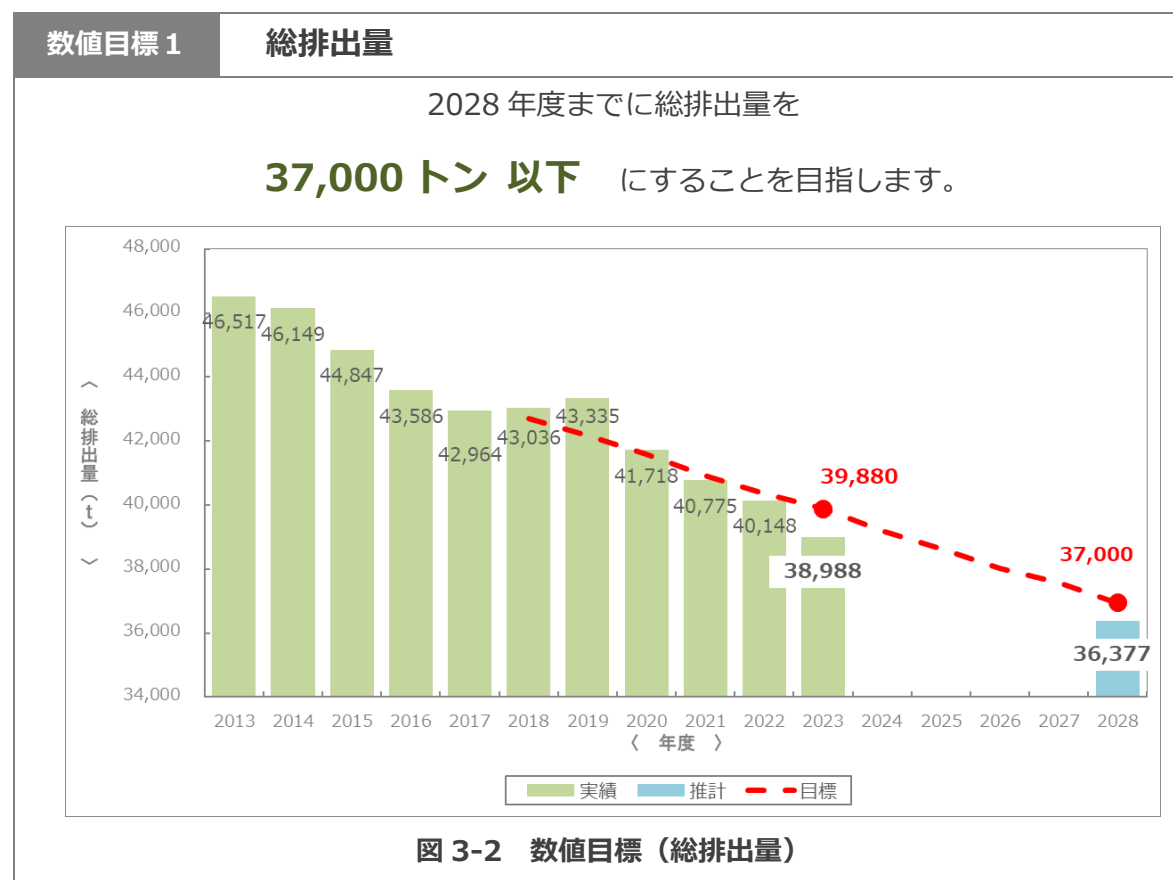


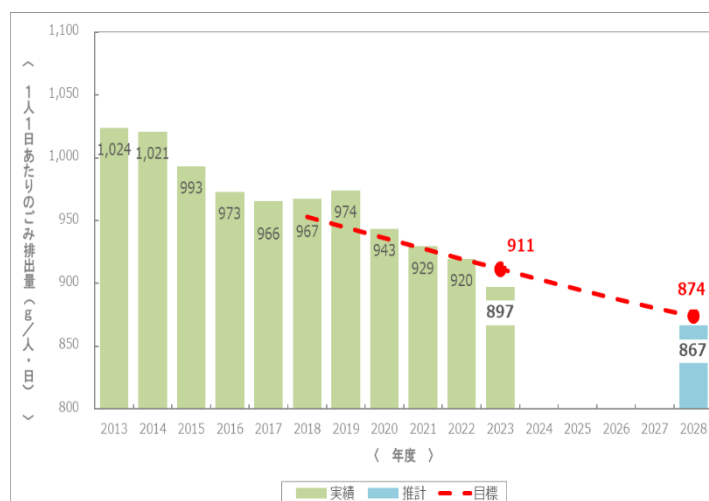
図3-1 計画範囲と数値目標の項目

3.3.2 数値目標

● 1 人 1 日あたりのごみ排出量

人口増減の影響を受けない指標である「市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量」についても、以下の目標値を定めます。

2028 年度までに、
874 g/人・日以下
にすることを目指します。



数値目標 2

資源化率

2028 年度までに資源化率を
15 % 以上 にすることを目指します。



図 3-3 数値目標（資源化率）

※ 資源化率の考え方

資源回収量を総排出量で除した割合（％）を指します。

本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合計したものとします。

$$\text{〔資源化率〕} = \frac{\text{〔市再資源化量〕} + \text{〔集団回収量〕} + \text{〔食品リサイクル量〕}}{\text{〔総排出量〕}}$$

数値目標 3

焼却処理量

2028 年度までに焼却処理量（本市由来分）を

32,000 トン 以下 にすることを目指します。

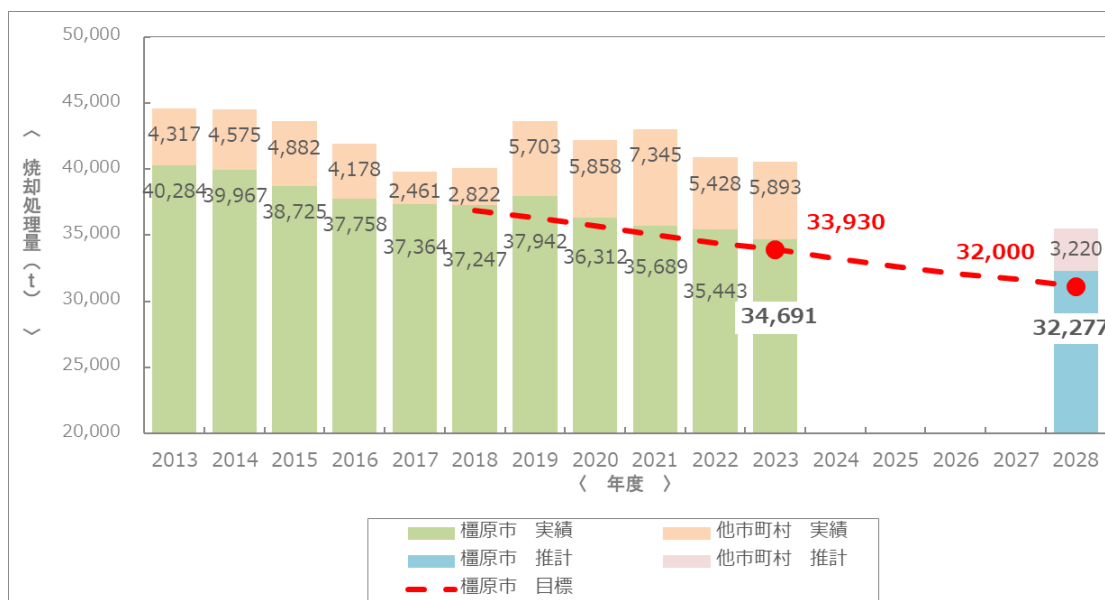


図 3-4 数値目標（焼却処理量）

数値目標 4

処理停滞日数

処理停滞日数を **0 日** に維持することを目指します。

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

3.4 ごみ処理体制

3.4.1 ごみの区分と処理主体

(1) 分別区分

分別区分は表 3-1 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、見直しを行います。

表 3-1 分別区分

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさで、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさで、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2 番目に長い辺）が 20cm 以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌類	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

以下のごみは、本市では収集・処理を行わず、専門業者や販売店等と連携しながら、適正な回収・処理ルートを確立します。

- ・有害性のあるもの
- ・危険性のあるもの
- ・爆発性、発火性又は引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・特別管理一般廃棄物に該当するもの
- ・家電リサイクル対象品
- ・収集・処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの

(2) 処理主体

処理主体は、表 3-2 のとおりとしますが、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

なお、本市が処理を他に委託する場合であっても、処理基準に基づき適正処理を確保します。

表 3-2 収集・運搬、中間処理、最終処分の主体

区分		収集・運搬 [※]	中間処理	最終処分
可燃ごみ		市 (一部委託)	市 (直営)	市 (委託)
不燃物		市 (直営)		
粗大ごみ				
資源ごみ	カン・ビン	市 (一部委託)		
	ペットボトル・プラスチックボトル	市 (直営)		
	新聞	市 (委託)		
	雑誌類			
	ダンボール			
	廃食用油	市 (直営)		
	使用済小型電子機器等			
有害物				

※ 事業系ごみの収集・運搬主体については排出者とします。

(3) その他

法令等により特別の定めがある品目は、その方法により適正に処理することとします。

3.4.2 処理フロー（将来）

将来の処理フローは、図 3-5 のとおりとします。

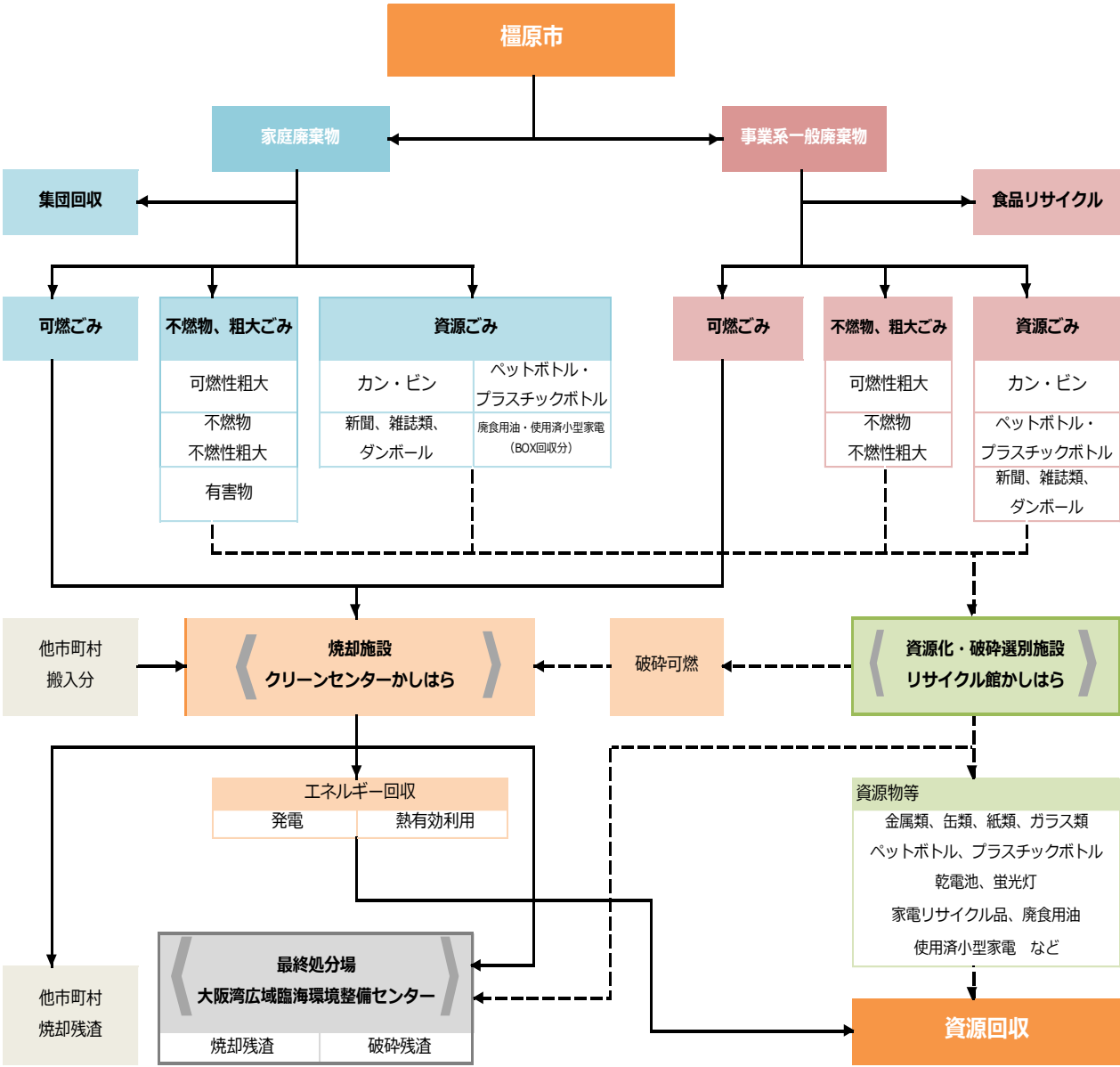


図 3-5 処理フロー（将来）

3.4.3 収集・運搬

(1) 目標

適正な収集・運搬体制を確立し、分類排出されたごみを速やかに且つ安全に、また生活環境保全上支障がないよう収集します。

また、現行の戸別収集を継続しながら、多様な市民ニーズ※に対応する収集サービスを導入します。

〔多様な市民ニーズ〕

- ・家庭からのごみの排出が困難な方への対応
- ・引越ごみ、整理ごみ等の一時に多量に排出される家庭系ごみへの対応 など

(2) 収集区域の範囲

本市全域を対象とします。

(3) 収集・運搬の方法

① 家庭系ごみ

11種類の分別収集を継続し、社会環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

収集・運搬の方法は表3-3のとおりとします。

表3-3 収集・運搬の方法

区分		収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等
可燃ごみ		市（一部委託）	戸別	2回／週	指定ごみ袋
不燃物		市（直営）	ステーション	1回／月	-
粗大ごみ			ステーション	1回／月	-
資源ごみ	カン・ビン	市（一部委託）	戸別	隔週	専用ケース
	ペットボトル・プラスチックボトル	市（直営）	ステーション	1回／月	専用ネット
	新聞	市（委託）	戸別	1回／月	-
	雑誌類		戸別	1回／月	-
	ダンボール		戸別	1回／月	-
	廃食用油	市（直営）	拠点	6回／年	-
	使用済小型電子機器等		拠点	随時	指定ボックス
有害物			ステーション	1回／月	-

なお、上記の収集により難しい場合については、次のとおり市により別途収集を行います。

表 3-4 特別収集制度

ふれあい収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で排出場所に出すことが困難な世帯に対し、対象とする世帯の者からの申し込みにより、玄関先で定期的な収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
粗大ごみのリクエスト収集	
身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で家庭から集積所へ粗大ごみの排出が困難な世帯に対し、対象とする世帯からの電話での申し込みの都度、粗大ごみの収集を行う。	
対象	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
一時多量ごみ収集	
引っ越し、遺品整理、大掃除等で発生した家庭からのごみを対象とし、排出者または排出者の代理人からの申請に基づき収集を行う。	
対象	要件なし

② 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本市による収集は実施しません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとします。

許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき的確な審査を行い、適正に運用します。

3.4.4 中間処理

(1) 目標

既存処理施設の計画的な保全により、将来のごみ量に対応できる処理機能を安定的に確保した上で、有用資源の回収及び循環利用を図りつつ、域内で生じる廃棄物を適正に処理します。

(2) 処理の方法

分別排出されたごみを、本市が所有する焼却施設（クリーンセンターかしはら）及び資源化・破碎選別施設（リサイクル館かしはら）にて適正に処理します。

【焼却施設】

名称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	
処理能力	85 トン／日 × 3 基（合計 255 トン）	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW（最大）	
処理する一般廃棄物の 区分及び処理方法	可燃ごみ	焼却
	破碎残渣（可燃分）	
	動物の死体	
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで(35 年間)

【資源化・破碎選別施設】

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン/5 時間
	カン・ビン	11 トン/5 時間
	ペットボトル・ プラスチックボトル	2 トン/5 時間
処理する一般廃棄物の 区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・ プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌類・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	

● 計画稼働期間

2037 年度まで(37 年間)

(3) 施設管理

① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確保します。

両処理施設において 2014（平成 26）年度から導入している長期包括運営委託事業のモニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。また、施設供用が終了する 2038 年度以降の施設運営の在り方について、十分に検討を重ね計画的な事業実施に努めます。

② 安全で衛生的な環境の確保

処理施設の運営にあたっては、廃棄物処理法で規定された生活環境を保全するための技術上の基準を遵守し、安全且つ衛生的な環境を確保します。また、定期的に処理施設周辺の環境調査等を実施し、地域の生活環境への適正な配慮を講じると共に、その結果を広く公表します。

③ 広域支援体制の確立

本市は、近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域の廃棄物処理を牽引するとともに、中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。

また、ごみの排出抑制や人口減少に伴い処理の対象とする廃棄物量の減少が予想されることから、処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減などを見据え、広域処理についての検討を進めます。

3.4.5 最終処分

(1) 目標

最終処分量の削減を図り、最終処分場のできる限りの延命化に努めます。

(2) 処理の方法

引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿2府4県169市町村
埋立処分場	4箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9箇所（大阪・堺・泉大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

【橿原市の廃棄物を搬入する基地及び埋立処分場】

搬入基地	埋立処分場
堺基地 (堺市西区築港新町4丁4番) 	大阪沖埋立処分場 (大阪市此花区北港緑地先) 

● 計画受入期間

2032年度まで

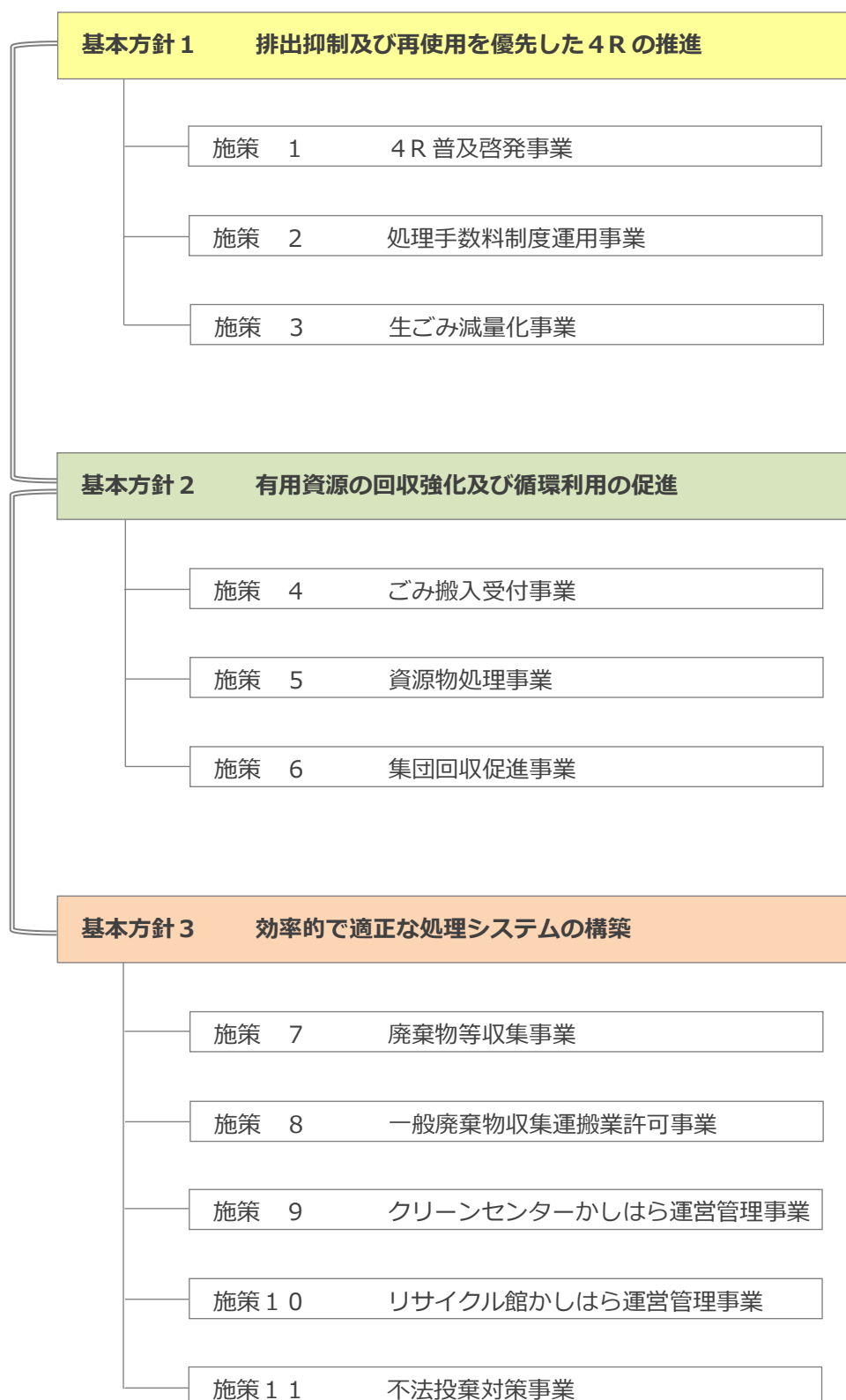
(3) 埋立処分の対象物

焼却残渣 …… 焼却施設からの焼却灰及びばいじん処理物

破碎残渣 …… 資源化施設の破碎・選別後の残渣

3.5 具体施策

3.5.1 施策体系



3.5.2 排出抑制及び再使用を優先した4Rの推進

施策1

4R普及啓発事業

< 主な内容 >

(1) 啓発活動

- 広報やホームページ、パンフレット、啓発DVD等を活用し、ごみの排出方法に加え、4R行動の促進や意識改革に資する情報を広く提供します。
- ごみ減量・リサイクル、地球温暖化防止に関する標語やポスターを募集し、入選作品については市の処理施設や各種の環境イベント会場等で展示することにより、広く市民の意識高揚を図ります。
- 4Rに関する有用な情報を適切なタイミングで市民に提供できるよう、ホームページやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。

(2) 環境教育

- 処理施設の見学受入れや出前講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取組を積極的に支援します。
- 再使用を目的に、廃棄されたものの中で使用可能な家具・自転車などを展示・還元することや、ご家庭で不要になった衣類や子育てグッズ、搬入される雑誌の中で、とりわけ新しい書籍、古着・食器等を還元するリユースコーナーを設置して、2R（リデュース・リユース）の意識向上を図ります。
- イベントなどを開催し、モノの大切さ等について学ぶ機会を提供します。

(3) エコショップ認定制度等

- 環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げます。
- レジ袋削減の協定締結など、市内のスーパーや小売店舗等によるレジ袋辞退者へのポイント付与制度やレジ袋有料化等の取組を推進し、全市的なレジ袋削減の推進を図ります。

(4) 調査・研究

- ごみの減量やリサイクルを生活習慣として定着させるとともに、循環型社会についての理解を深めるため、施設見学、啓発イベントなどの内容について、継続的に調査・研究を行います。

施策2**処理手数料制度運用事業**

< 主な内容 >

(1) 処理手数料

- ごみの減量を主な目的として、引き続きごみ処理費用の一部を排出者に負担いただきます。
- 手数料の金額と対象については、処理経費の増減、法改正への対応、近隣自治体の動向などを総合的に勘案した上で適正に設定します。

(2) 指定ごみ袋の供給

- 家庭系の可燃ごみに係る処理手数料は、引き続き、有料の指定ごみ袋制度を運用することとし、指定ごみ袋の供給が滞ることのないよう、製作・配送等の業務を行います。

(3) 調査・研究

- ごみ処理手数料については、減量化・資源化の状況や近隣自治体の動向を勘案しながら、金額や対象品目の妥当性及び見直しの必要性を継続的に調査します。

施策3

生ごみ減量化事業

＜ 主な内容 ＞

(1) 普及啓発

- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進めます。
- 水切り等の減量化に関する手法や堆肥化等の資源化に関する情報を様々な媒体を通して発信するとともに、生ごみの「3 切り運動」（食材の「使い切り」、料理の「食べ切り」、排出時の「水切り」）を推進します。
- 食品関連事業者など生ごみの組成割合が多い業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図ります。
- 「食べ切りの日」などのイベントを実施するとともに、食べ切りレシピやアイデア・標語を募集して市のホームページに掲載します。
- 公立小中学校などの本市関連施設においても、生ごみの減量・リサイクルに取り組めます。

(2) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度

- 家庭から出る生ごみの発生を抑制し、ごみの減量化を図り、堆肥化し資源として活用することを目的に、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費を助成します。

(3) 調査・研究

- 本市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた調査・研究を進めます。
- 外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、飲食店等における「食べ切り」の促進策について調査・研究します。

3.5.3 有用資源の回収強化及び循環利用の促進

施策4

ごみ搬入受付事業

< 主な内容 >

(1) 資源回収の促進

- ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて分別方法や持ち込み方法等について搬入者に案内・指導を行います。
- ▶ ● ごみ組成の中で大きな割合を占める紙ごみについて、リサイクルルートの構築及び当該ルートへの誘導を図ります。
- ▶ ● 事業系ごみ収集の担い手である一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。

(2) 適正処理の推進

- ごみ搬入時に、計量にて内容物等を確認し、必要に応じて適正処理方法について搬入者に案内・指導を行います。
- 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。
- 適宜、事業所への立入検査等を実施し、処理状況の確認を行うとともに、必要に応じて適正処理方法について指導を行います。

(3) 処理手数料の徴収

- 処理施設へのごみ搬入の際に、ごみ種別と搬入量に応じて手数料を徴収します。

施策5

資源物処理事業

< 主な内容 >

(1) 資源回収の促進

- 分別区分に応じて搬入された不燃ごみ及び資源物は、市の処理施設において選別・圧縮・梱包などの前処理を行い、十分な品質を確保した上で、リサイクル業者に引き渡します。
- 資源物を引き渡す業者及び価格の決定にあたっては、一般競争入札（事後審査型）などを用いるなど、適正なリサイクルルートと財源の確保に努めます。
- 市の処理施設において、作業員が手作業で選別するピックアップ回収を積極的に実施し、有用資源の回収強化を図ります。
- 2014年度から実施している使用済小型家電ボックス回収等の成果を検証し、民間事業者が実施している独自回収との連携を図りつつ、将来にわたる最適な回収・リサイクル体制を確立します。
- 2018年度から試験的に実施している羽毛布団のリサイクルについて、認知度向上・回収量増加に向けた「広報啓発」の充実を図ります。
- ▶▶ ● 「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、紙資源の回収強化を図ります。

(2) 不法行為等の防止

- ごみ集積所における持ち去り禁止看板の設置や、定期パトロールの実施を行い、持ち去り行為禁止に係る周知を図り、関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まりを行います。
- 家電リサイクル対象製品の適正処理及びリサイクルの促進に努めます。

(3) 調査・研究

- 資源化量の更なる底上げや、効果的なリサイクル手法の採用を目指し、不燃ごみの全量資源化等の先進事例について、調査・研究します。
- 現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討します。
- ▶▶ ● 事業所から排出される一般廃棄物のうち民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりについて検討します。

施策6

集団回収促進事業

< 主な内容 >

(1) 啓発活動

- ▶▶● 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、より多くの市民が集団回収活動に参加できるよう、活動の始め方、回収業者に関する情報などを市のホームページに掲載し、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ▶▶● 活動を始めようとする団体に対して、市が必要に応じてコーディネートを行うなど、活動の普及促進に努めます。
- ▶▶● 集団回収の実施団体に対して「雑がみ分別回収」についての啓発を行い、活動の促進及び紙資源の循環強化を図ります。

(2) 再資源集団回収報償金交付制度

- ▶▶● 集団回収は、地域における資源化の促進のほか、地域コミュニティの活性化にも寄与するため、回収した資源物の重量に応じて市から報償金を交付し、活動を支援します。

(3) 調査・研究

- ▶▶● 助成制度の見直しや新制度の導入など、集団回収が持続的な活動となるような取り組み事例について、調査・研究を深めます。
- ▶▶● 活動実態について、定期的に調査します。

3.5.4 効率的で適正な処理システムの構築

施策7

廃棄物等収集事業

< 主な内容 >

(1) 家庭系ごみの収集

- 地域特性（道路形状・排出状況等）を踏まえ、各戸方式とステーション方式を併用しながら効率的に収集します。
- ごみの排出が困難な高齢者や障がい者などを対象に、市の職員が玄関先で収集する「ふれあい収集」を実施します。
- 粗大ごみ等の排出時における市民の利便性を高めるため、電話によるリクエスト収集を導入します。

(2) 事業系ごみの収集

- 排出者自らの責任において適正処理することを原則とし、市による収集は実施しません。事業者自ら各施設へ搬入を行うか、檀原市事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼し搬入することとします。

(3) 車両管理

- 始業前・終業後の点検及び清掃を行い、故障を未然に防ぐと共に衛生的に管理します。
- 点検及び突発的な故障等にも速やかに対応する体制を構築します。
- 車両の廃棄及び購入に際しては、収集に支障を来たさないよう計画的に行います。

(4) 調査・研究

- 高齢化社会の進展を踏まえ、関係部局と連携して、屋内からのごみの持ち出しが困難な高齢者等に対する支援のあり方について検討を行います。
- 引越しや片付けなどに伴う一時多量ごみの収集について調査・研究を重ね、収集システムの構築を進めます。
- 将来にわたって安定的且つ持続的な収集事業を実施するための調査・研究を進めます。

施策8**一般廃棄物収集運搬業許可事業**

< 主な内容 >

(1) 収集運搬業許可の審査

- 許可申請業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する欠格要件に該当していないか、事業を的確かつ継続的に行うに足りる施設及び能力並びに経理的基礎を有しているか審査を行います。審査に合格した業者には許可証を発行します。

(2) 搬入物検査の実施

- 適宜、搬入物検査を実施し、法令や処理計画に違反したごみが搬入されていないか確認します。搬入不適物がある場合は、収集業者に排出状況等の確認や指導を行うとともに、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法について指導を行います。
- 「檀原市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行い、事業者に対する分別指導や、収集運搬許可業者と契約していない事業者の把握及び排出指導等を行います。

(3) 調査・研究

- 本市の地域特性並びに収集運搬業界の動向等を踏まえながら、適正な許可制度の在り方について調査・研究を重ねます。

施策9

クリーンセンターかしはら運営管理事業

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 長期包括運営委託事業の実施により、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

(2) 施設管理

- 適切な施設運営・整備を行うとともに、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進することにより、施設周辺地域のみならず、地球環境にも配慮した焼却処理に努めます。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設について、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営や最新技術の導入検討等により、ダイオキシン類や温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減に努めます。
- 清掃工場においては適切な運転管理により排ガス対策に取り組むとともに、排ガス等に含まれるダイオキシン類濃度等を定期的に測定し、公表します。

(3) 調査・研究

- 廃棄物発電について、余剰電力の利活用の在り方について調査・研究を行います。
- 災害時におけるエネルギー供給の在り方について調査・研究を行い、周辺地域に必要とされる施設としてイメージを変えていけるよう努めます。

施策10

リサイクル館かしはら運営管理事業

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 長期包括運営委託事業の実施により、適正・安全な処理に加え、効率的な事業運営を実施します。
- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。
- ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入を検討します。

(2) 施設管理

- 処理施設に併設するプラザ棟についても適正な維持管理を行い、4Rの啓発拠点としての役割を一層強化します。
- ごみ処理施設は、他の公共建築物と比較して短い耐用年数で更新されているため、経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、施設の長寿命化を図ります。
- 処理施設については、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営のもとで、環境負荷の低減に努めます。

(3) 調査・研究

- 処理可能な品目を更に拡大して資源循環量を増やすために、現有機能の有効な活用方法について調査・研究を行います。

施策 11

不法投棄対策事業

< 主な内容 >

(1) 市民・事業者・市による協働促進

- ごみ集積所や不法投棄多発場所の巡回パトロールを実施し、発見した場合は、警察及び土地管理者等と連携し、適正に対応します。
- 不法投棄の被害が著しい場所や被害が懸念される場所には、不法投棄防止看板の配布・設置を行い、土地管理者と共に「不法投棄されにくい環境づくり」に努めます。
- 不適正排出・不法投棄などの課題解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。
- 市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

(2) 河川清掃地区報償金交付制度

- 河川の清掃活動を実施するなど、不法投棄されにくいきれいな環境を維持する活動に対して、市から報償金を交付します。

(3) 調査・研究

- 地域の実態把握に努めるとともに、粗大ごみのリクエスト収集などの新たな施策導入に際しての対応策について検討します。

3.6 市民・事業者・市の役割

3.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。 ● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。 ● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。

3.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
● 分別・排出ルールを遵守して適正処理に努めます。 ● 市が実施する、ごみ減量・資源化に関する取組に積極的に関与・参加します。 ● 「排出者責任」の考え方に基づき、自らの責任でごみの適正処理を行うとともに、再資源化の推進に努めます。 ● 事業活動は、物の生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみだけでなく家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることに鑑み、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分に認識し、ごみ減量・資源化に取り組めます。 ● ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。

3.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
● 市民や事業者に対して、ごみ減量・資源化に関する情報提供や普及啓発等を行うとともに、効果的な施策を実施します。 ● 市民や事業者の活動を支援します。 ● 安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います

3.7 計画のフォローアップと事後評価

3.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会※において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点に留意します。

(1) 市民との協働

廃棄物処理は、市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業であることから、市民の意見や地域特性を十分に踏まえた上で事業を推進します。

(2) 行政の連携

地域社会が抱える諸課題の統合的な解決を目指して、本市の関連部局はもとより、県や近隣自治体とも連携を図りながら事業を推進します。

〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等
に関する重要事項を審議